明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五〇）　一
〔告　示〕
○内閣府設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和元年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件（内閣官房・内閣府・復興庁一）　六
○障害者雇用対策基本方針の一部を改正する件（厚生労働一九七）　一六
○障害者活躍推進計画作成指針（同一九八）　二三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一六五一～一六七三）　二五
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
首都高速道路株式会社工事一部完了、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士証票無効・登録抹消関係　四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○経済産業省令第五十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十九条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和元年十二月十七日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
第四十六条　［略］			第四十六条　［略］		
小売電気事業者	［略］	［略］	小売電気事業者	［略］	［略］
	月別の最大電力の供給に関すること	初年度及び第二年度		一　月別の最大電力の供給に関すること	初年度
	月別の電力量の供給に関すること	初年度		二　月別の電力量の供給に関すること	［新設］
一般送配電事業者	［略］	［略］	一般送配電事業者	［略］	［略］
	月別の最大電力の供給に関すること	初年度及び第二年度		一　月別の最大電力の供給に関すること	初年度
	月別の電力量の供給に関すること	初年度		二　月別の電力量の供給に関すること	［新設］